

令和7年9月26日

成年後見研修（初級課程）受講希望者 各位

北海道行政書士会 中央研修所
研修統轄 三浦 勝也

令和7年度 成年後見研修 初級課程のご案内

一般社団法人北海道成年後見支援センター（以下「支援センター」という。）は、少子高齢化社会において行政書士として社会貢献すべく、平成21年7月に北海道行政書士会会員を構成員として設立され、現在150名を超える会員が在籍し、日々の成年後見関連業務に従事しています。

支援センターへの入会条件は、初級、中級及び上級課程の研修を受講し、かつ考課測定に合格後、成年後見損害賠償責任補償保険への加入が必須となっております。また、支援センターでは、センター会員に毎年更新研修を実施することで、能力担保が図られています。

なお、初級、中級及び上級課程の研修は、支援センターへの入会を前提とする研修となりますが、初級課程に限り、成年後見業務にご興味のある方の受講も可能ですので、奮ってのご参加をお待ちしております。

つきましては、初級課程の研修を下記のとおり実施いたします。

記

- 1 日 時：令和7年11月7日（金） 受付13：00～
研修13：30～16：45
- 2 研修場所：各事務所へのオンライン配信
※希望者（20名程度）に限り、北海道行政書士会館 2階 研修室で受講可能
- 3 講師：一般社団法人北海道成年後見支援センター理事
- 4 講義内容：①成年後見業務と倫理 ②相談を受ける心構え ③成年後見制度の概要 等
- 5 定 員：100名
- 6 資料代：1,000円
受講お申込後、事務局より資料代の振込先をご案内させていただきます。
- 7 申込期限：令和7年10月20日（月）までに、下記QRコードを読み込みの上、当研修専用申込フォームからお申込みください。（なお、別添「各種研修会 受講申込書（2025年 秋号）」によりFAXにてもお申込み可能です。）

申込フォーム➡



【留意事項】

- ※ 研修中は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにして受講してください。
- ※ 遅刻、中抜け、早退は認めません。また、電話に出るための離席も認めません。
- ※ 研修の模様等の一切の録画・録音・撮影行為及び資料の複製等は、その手段を問わず厳禁とします。